

環 循 適 発 第 2306301 号  
令 和 5 年 6 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

環境省  
環境再生・資源循環局長  
( 公 印 省 略 )

補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行うことについて

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第17条第4項の規定のに基づき、別添のとおり告示されたので通知する。

## 都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（今回改正部分は下線のとおり）

補助金等の名称	都道府県が行う事務の内容
(項) <u>資源循環政策推進費</u> (目) 廃棄物処理施設整備交付金 (都道府県に係るものを除く。)	一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五 法第八条の規定による決定の通知 六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七 法第十二条の規定による状況報告の受理 八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十 法第十四条の規定による実績報告の受理 十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等 十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令 十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等

(注) 上記の補助金等の対象となる都道府県は次に掲げるものとする。

1. (項) 資源循環政策推進費

(目) 廃棄物処理施設整備交付金 (都道府県に係るものを除く。)

該当都道府県：全ての都道府県

## 都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（循環型社会形成推進交付金等のみ抜粋）

○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十七年三月環境省告示第三十四号）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる補助金等の交付に関する同表下欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる都道府県の知事が行うこととし、平成十六年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

## 都道府県が行う補助金等の交付に関する事務

補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容
(項) 廃棄物処理施設整備費	青森県	一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二 法第六条第一項の規定による補助金等の
(目) 循環型社会形成推進交	岩手県	
付金（都府県に係るもの	宮城県	

を除く。)

秋田県  
山形県  
福島県  
茨城県  
栃木県  
群馬県  
埼玉県  
千葉県  
東京都  
神奈川県  
新潟県  
富山県  
石川県  
福井県  
山梨県  
長野県  
岐阜県  
静岡県  
愛知県  
三重県  
滋賀県  
京都府

交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等

三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理

四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知

五 法第八条の規定による決定の通知

六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知

七 法第十二条の規定による状況報告の受理

八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知

九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知

十 法第十四条の規定による実績報告の受理

十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等

十二 法第十六条第一項の規定による是正の

大阪府	ための措置の命令
兵庫県	十三 法第十六条第二項において準用する法
奈良県	第十四条の規定による是正のための措置の
和歌山県	命令に従って行う補助事業等に係る実績報
鳥取県	告の受理
島根県	十四 法第十七条第四項において準用する法
岡山県	第八条の規定による決定の取消しに係る通
広島県	知
山口県	十五 法第十八条第一項の規定による決定の
徳島県	取消しに係る補助金等の返還の命令に係る
香川県	通知
愛媛県	十六 法第十八条第二項の規定による補助金
高知県	等の額の確定に係る補助金等の返還の命令
福岡県	に係る通知
佐賀県	十七 法第二十三条第一項の規定による立入
長崎県	検査等
熊本県	
大分県	
宮崎県	
鹿児島県	

<p>(項) 北海道開発事業費</p> <p>(目) 循環型社会形成推進交付金（北海道に係るものを除く。）</p>	<p>北海道</p>	<p>一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理</p> <p>二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等</p> <p>三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理</p> <p>四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知</p> <p>五 法第八条の規定による決定の通知</p> <p>六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知</p> <p>七 法第十二条の規定による状況報告の受理</p> <p>八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知</p> <p>九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知</p> <p>十 法第十四条の規定による実績報告の受理</p>
-----------------------------------------------------------	------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等</p> <p>十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令</p> <p>十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理</p> <p>十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知</p> <p>十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等</p>
<p>(項) 沖縄開発事業費</p> <p>(目) 循環型社会形成推進交</p>	<p>沖縄県</p>	<p>一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理</p>

付金（沖縄県に係るものを除く。）

- 二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等
- 三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理
- 四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知
- 五 法第八条の規定による決定の通知
- 六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知
- 七 法第十二条の規定による状況報告の受理
- 八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知
- 九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知
- 十 法第十四条の規定による実績報告の受理
- 十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等

		<p>十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令</p> <p>十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理</p> <p>十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知</p> <p>十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等</p>
<p>(項) 離島振興事業費</p> <p>(目) 循環型社会形成推進交付金 (都県に係るものを除く。)</p>	<p>宮城県</p> <p>山形県</p> <p>東京都</p> <p>新潟県</p>	<p>一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理</p> <p>二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係</p>

石川県	る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等
静岡県	
愛知県	三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理
三重県	
兵庫県	
島根県	四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知
岡山県	
広島県	
山口県	五 法第八条の規定による決定の通知
徳島県	六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知
香川県	
愛媛県	
高知県	七 法第十二条の規定による状況報告の受理
福岡県	八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知
佐賀県	
長崎県	九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知
熊本県	
大分県	十 法第十四条の規定による実績報告の受理
宮崎県	十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等
鹿児島県	十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令

		<p>十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理</p> <p>十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知</p> <p>十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等</p>
<p>(項) 東日本大震災復旧・復興 廃棄物処理施設整備費</p> <p>(目) 循環型社会形成推進交付金（都府県に係るものを除く。）</p>	<p>青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県</p>	<p>一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理</p> <p>二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等</p>

茨城県	三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理
栃木県	四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知
群馬県	五 法第八条の規定による決定の通知
埼玉県	六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知
千葉県	七 法第十二条の規定による状況報告の受理
東京都	八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知
神奈川県	九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知
新潟県	十 法第十四条の規定による実績報告の受理
富山県	十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等
石川県	十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令
福井県	十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の
山梨県	
長野県	
岐阜県	
静岡県	
愛知県	
三重県	
滋賀県	
京都府	
大阪府	
兵庫県	
奈良県	

	<p>和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県</p>	<p>命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等</p>
<p>(項) 東日本大震災復旧・復興 北海道開発事業費 (目) 循環型社会形成推進交付金（北海道に係るもの</p>	<p>北海道</p>	<p>一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係</p>

を除く。)

る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等

三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理

四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知

五 法第八条の規定による決定の通知

六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知

七 法第十二条の規定による状況報告の受理

八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知

九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知

十 法第十四条の規定による実績報告の受理

十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等

十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令

		<p>十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理</p> <p>十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知</p> <p>十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等</p>
<p>(項) 東日本大震災復興事業費 (目) 循環型社会形成推進交付金 (都道府県に係るものを除く。)</p>	<p>北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県</p>	<p>一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理</p> <p>二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等</p>

福島県  
茨城県  
栃木県  
群馬県  
埼玉県  
千葉県  
東京都  
神奈川県  
新潟県  
富山県  
石川県  
福井県  
山梨県  
長野県  
岐阜県  
静岡県  
愛知県  
三重県  
滋賀県  
京都府  
大阪府  
兵庫県

三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理  
四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知  
五 法第八条の規定による決定の通知  
六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知  
七 法第十二条の規定による状況報告の受理  
八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知  
九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知  
十 法第十四条の規定による実績報告の受理  
十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等  
十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令  
十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の

	奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等
(項) 資源循環政策推進費 (目) 廃棄物処理施設整備交付金 (都道府県に係るものを除	全ての都道府県	一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二 法第六条第一項の規定による補助金等の

く。)

交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等

三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理

四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知

五 法第八条の規定による決定の通知

六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知

七 法第十二条の規定による状況報告の受理

八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知

九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知

十 法第十四条の規定による実績報告の受理

十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等

十二 法第十六条第一項の規定による是正の

		<p>ための措置の命令</p> <p>十三 法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理</p> <p>十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知</p> <p>十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知</p> <p>十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等</p>
<p>(項) エネルギー需給構造高度化対策費</p> <p>(目) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（都道府県に係るものを除く。）</p>	<p>全ての都道府県</p>	<p>一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理</p> <p>二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地</p>

調査等

- 三 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理
- 四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知
- 五 法第八条の規定による決定の通知
- 六 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知
- 七 法第十二条の規定による状況報告の受理
- 八 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知
- 九 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知
- 十 法第十四条の規定による実績報告の受理
- 十一 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等
- 十二 法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令
- 十三 法第十六条第二項において準用する法

第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理

十四 法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知

十五 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知

十六 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知

十七 法第二十三条第一項の規定による立入検査等